

【重要】林野火災警報発令時の焚火等の利用について

令和8年1月1日より、乾燥や強風などにより森林火災の発生リスクが高まった際に、自治体・消防本部から「林野火災警報」が発令される制度が始まりました。

林野火災警報は、主に冬から春（1月1日～5月31日）の期間に発令される可能性があります。

当施設では、林野火災警報が発令された場合は、焚火等の裸火の使用を禁止とさせていただきます。ご来場当日やご滞在中に急遽発令される場合もございます。発令時には、施設内掲示やスタッフからのご案内にてお知らせいたしますので、ご協力をお願いいたします。

【発令状況の確認（QRコード）】大玉村の状況を確認ください



【対象】

火の粉が飛散する行為：焚き火、囲いのない炭火、テント外の薪ストーブ、喫煙

※BBQ グリル、テントの中で使用する薪ストーブは対象外

【発令時のキャンセル等について】

- ・チェックイン後に発令を理由にキャンセルされる場合、滞在時間に応じた利用料金を請求いたします。
- ・当ショップで購入した薪等が使用できなかった場合、開封前でレシートがあり、販売時と同じ状態の商品については返金いたします。
- ・レンタル品につきましては、発令により使用できなかった場合でも返金はいたしません。